

海老名市立今泉小学校PTA細則

第1章 役員

- 第1条 役員で書記、会計2名以上4名以内の内、それぞれ1名は教職員をもってこれにあてる。任期の途中で役員に欠員が生じた場合は、役員が会員中より指名した役員候補者を定めることができる。

第2章 会計監査委員

- 第2条 会計監査委員は、会計監査委員長を互選により選出する。会計監査委員長は、会計監査委員を代表する。

第3章 総会

- 第3条 会員の移動及び新役員・会計監査委員の承認ならびに年間活動計画及び収支予算の審議決定・会計監査を経た収支決算報告書の承認は、年度初めの定期総会で行う。

第4章 表彰及び慶弔

- 第4条 役員、または役員としてつとめ功労ありと認めた場合は、退任の際これを表彰することができる。
- 第5条 会員、またはこの会に関係ある者の慶弔、その他の事項に際して慶弔の意を表することができる。

第5章 今泉小学校PTA個人情報取扱規定

(目的)

- 第6条 この規定は、海老名市立今泉小学校PTA規約第28条に基づき、今泉小学校PTA(以下「本会」と略称する)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(本会の責務)

- 第7条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規定に基づき、本会が取扱う個人情報について、その取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

- 第8条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名および生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(個人情報の管理者)

- 第9条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(個人情報の取扱者)

- 第10条 本会における個人情報の取扱者は役員とする。

(秘密保持義務)

- 第11条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(個人情報取得の方法及び対象)

第12条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(個人情報の利用目的)

第13条 本会が取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

1. PTA活動に必要な名簿の作成
2. 各種行事の案内
3. 資料等の送付
4. 役員選出
5. PTA活動の諸連絡

(利用目的による情報取扱制限)

第14条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第13条の細則において特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(利用目的による情報取扱制限)

第15条 個人情報は、管理者または取扱者が厳正に保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(個人情報の保管方法)

第16条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体にウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。

(第三者提供の制限)

第17条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の共有)

第18条 本会は、今泉小学校との間で、利用目的の範囲内に限り、取得した個人情報を以下のとおり共同利用することがある。

1. 利用する項目:第13条に定めるとおり
2. 利用する者の範囲:今泉小学校と本会
3. 利用目的:第14条に定めるとおり
4. 責任者:第10条に定めるとおり

(第三者提供に係る記録の作成)

第19条 個人情報を第三者(第18条第1項乃至第4項および市役所等の地方公共団体を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者受領に係る記録の作成)

第20条 第三者(第18条第1項乃至第4項および市役所等の地方公共団体を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 対象者の同意を得ている旨

(個人情報開示等)

第21条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい時の対応)

第22条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに今泉小学校長及び管理者へ報告する。

(定期的な情報取扱確認)

第23条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について確認する。

(苦情等の処理)

第24条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情等について、適切かつ迅速な処理に努める。

附則) 本細則は、昭和56年6月9日施行するものとする。

平成 4年 5月 1日 (改正)

平成 6年 4月 23日 (改正)

平成 8年 4月 26日 (改正)

平成 9年 5月 2日 (改正)

平成15年 4月 1日 (改正)

平成19年 4月 20日 (改正)

平成25年 4月 30日 (改正)

平成28年 4月 28日 (改正)

平成29年 4月 28日 (改正)

平成30年 1月 1日 (施行) 第7章 学年委員会、第16条、第17条

平成31年 4月 25日 (改正)

令和 4年10月 1日 (改正) 令和 5年 4月 1日 (施行)

令和 4年 4月 18日 (改正)